

長野県ふるさとの森林づくり条例（仮称）条例案要綱（素案） 県民意見募集結果

1 意見募集期間 平成15年7月25日（金）から8月13日（水）まで

2 応募意見件数 20件（20人）

3 意見応募者内訳

（1）職業別

市町村職員：4件

林業関係団体職員・林業関係グループ構成員等：11件

林業経営者：1件

一般県民その他職業記載なし：4件

（2）男女別

男：19件

女：1件

（3）地域別

東信：3件

南信：3件

中信：5件

北信：8件

住所記載なし：1件

その他

県が上記意見募集以外に行ったこと（全体として承った意見・質問数＝約100件）

みんなの森林づくり集会（県下5会場） 市町村担当者意見交換会（県下5会場） 森林組合との意見交換会

各団体等の要請による条例説明会等

「長野県ふるさとの森林づくり条例（仮称）」条例案要綱（素案）に対する意見と県の考え方等

「前文」及び第1章「総則」、その他条例全般に関して

意見募集期間中（H15.7.25～8.13）で寄せられた意見

主な意見の要旨	意見に対する県の考え方等
<p>森林法等の法律と、この条例との住み分け又は関連性について、前文で明確にすればどうか。</p> <p>条例制定の理由がわかりにくい。もっと県民の要望が高まってからでも良いのではないか。</p> <p>林業又は従来その政策の中心であった森林所有者や森林組合、さらに既存の制度である「森林計画制度」等を否定し、広くその他県民等の参加に期待するという理念は、これまで努力してきた森林所有者への配慮を欠くのではないか。</p> <p>県民の主体的な参加とあるが、「主体的」の意味は。</p> <p>基本理念は、今の林業界がもっと大きな視野を持つよう、大胆さや新鮮味のあるものにしてはどうか。</p> <p>市町村の責務・役割、市町村をどのように強化してくかの提言があって然るべきではないか。</p> <p>国有林野との連絡網を組織的に作成されたい。</p>	<p>前文は、条例制定の経緯、目的等を中心に構成しています。法律との関連性については、本則中に「地域森林計画」、「保安林」等、法に基づく制度や用語を必要な箇所でも引用し、関連付けています。</p> <p>森林の持つ多面的な機能に対する人々の関心は高まっており、森林を木材生産中心に考えるのではなく、木材生産も含めその多面的な機能を持続的に発揮させることが必要であることから、林業関係者のみでなく、森林づくりに多くの方の参加を得るため、この条例を制定するものです。</p> <p>従来林業や森林経営を決して否定するものではありません。むしろ、多くの方の理解、支援、参加によって、林業界の抱える問題を解決していきたいということが、この条例の趣旨であり、森林の維持・管理のためには、森林・林業をこれまで担ってきた方々の存在が重要であることは従来と変わりません。</p> <p>自主的、積極的といった意味を持ちますが、特にここでいう「主体的」とは、県が、森林づくりのための施策を進めるにあたり、県民が単に「納税」という形で参加するのではなく、「森林づくり」に主体的な意思を持って、様々な形で参加していただきたいという意味を込めたものです。</p> <p>林業界が大きな視野を持つことは重要であると考えます。ご提言の趣旨が伝わるよう取り組みます。</p> <p>森林づくりにおける市町村の役割については、森林法において明確にされています。法律と異なり、県条例では市町村の責務や義務について言及することはできません（地方自治法第245条の2）が、県の責務に「市町村との連携」を位置付け、それに基づき、市町村への働きかけ等を積極的に実施していきます。</p> <p>国有林野との連携を強化することも視野に入れ、「国との連携」を県の責務に位置付けています。</p>

第2章「森林づくりに関する基本施策」に関して

主な意見の要旨	意見に対する県の考え方等
<p>従来の県森林・林業長期構想や各種計画との関連性をどのように考えるか。</p> <p>政策ビジョンの中の目指すべき森林の姿とは、どのようなものか。</p> <p>政策ビジョンの策定にあたっては、県民の諸種の意見に虚心坦懐に耳を傾け、可能な限り反映されたい。</p> <p>政策ビジョン策定には、林業関係団体を始め、諸職域との連携、協力が必要であると思われる。</p> <p>長年培われてきた考え方や目標を踏まえた上で、過去の施策との整合性を図られたい。</p> <p>担当が代わる毎に修正が行われるような政策ビジョンとならないよう望む。</p> <p>政策ビジョン策定にあたっては、関連する諸情報、現行施策等の公開を県が行うべきである。</p> <p>市町村森林整備計画の積み上げを政策ビジョンの基礎的条件とすべきである。</p>	<p>政策ビジョンは、政策を推進する上での基本となるものであることから、当然、他の各種計画との整合性を図ります。なお、現在の森林・林業長期構想を改訂する形で政策ビジョンを策定する予定です。</p> <p>具体的な将来の時点において、それぞれ森林が持つ機能を重視した、県民が望む理想的な森林のパターンを提示することを考えています。具体的には、様々な方の意見を聴いて、明らかにする予定です。</p> <p>第9「政策ビジョン」第3項にその旨を規定し、可能な限り反映していきたいと考えています。</p> <p>第9「政策ビジョン」第3項では、広く県民の意見のみでなく、森林所有者や事業者の参画を求めるところから、当然、関係団体や諸職域との連携も図っていきます。</p> <p>政策ビジョンの策定にあたっては、現状の把握のみでなく、これまでの経過や過去の施策等の分析が必要であり、整合性を図ることも含め、これまでの考え方等を検証して策定します。</p> <p>森林づくりに関する総合的かつ長期的な目標を定めることから、修正が頻繁に行われるような内容のものにならないようにします。</p> <p>策定にあたり多くの方々に参画いただくといった性格上、諸情報をわかりやすく提示することは必要不可欠であると考えます。</p> <p>策定にあたっては、市町村森林整備計画等、既存の各種計画との整合性を図ります。</p>

主な意見の要旨	意見に対する県の考え方等
<p>県民の多くが納得する森林像、政策ビジョンにおける「目指すべき森林の姿」を早く提示してもらいたい。</p>	<p>条例制定後、条例を根拠に政策ビジョンを策定しますので、その際、様々な方の意見を聴いて、目指すべき森林の姿を明らかにする予定です。</p>
<p>林業士や森林組合等の意見をビジョンに反映させるべき。</p>	<p>森林・林業の専門家である林業士や森林組合の皆さんの意見は、ビジョン策定に必要不可欠と考えます。</p>
<p>予算措置について、明確な位置付けが見えない。市町村の責任部分と費用負担を明確にすべき。</p>	<p>第10に「財政上の措置」について規定しました。具体的には、個別施策に対応する形で実施してまいりたいと考えています。市町村の費用負担等に関しては、県条例で定めることは不相当と考えます。</p>
<p>「県民の主体的な参加の促進等」の中に位置付けている「県民や県民が組織する団体等」は法人格を持ったNPOに限定するような施策とならないよう望む。</p>	<p>当該条項において、特定の法人を限定するような施策は想定していません。</p>
<p>森林づくりとは、林業がまずその基盤にあってのものであることを強調してもらいたい。</p>	<p>林業をはじめとする関連産業が森林づくりに果たす役割の重要性について、より認識が深まるよう検討してまいります。</p>
<p>「木質資源」の有効利用により循環型社会の形成を望む。</p>	<p>第15「県産材利用の促進」、第16「林業及び木材産業等の持続的かつ健全な発展」に、ご意見に対応する基本的な内容を規定しています。これを根拠に具体的な施策を展開していきます。</p>
<p>木質資源の利用を拡大するために、需要と供給のマッチングを図り、計画的に伐採して資源活用を図る施策を要望する。</p>	<p>同上</p>
<p>山元から消費者までの木材の流通システムの構築は緊急の課題であり、力強く推進してもらいたい。</p>	<p>同上</p>
<p>地域の実情に合った、特色ある林業経営強化策を望む。</p>	<p>同上</p>
<p>森林環境教育の実践に向けて、教育委員会との連携と具体的な実施策の県民からの募集を望む。</p>	<p>森林環境教育に関しては、第12「県民の主体的な参加の促進等」、第17「森林の多面的利用の促進」に基本的な内容を規定しています。ご意見の趣旨については、施策を推進する上で十分検討していきます。</p>

第3章「森林整備保全重点地域」に関して

主な意見の要旨	意見に対する県の考え方等
<p>特定の地域だけに限定して森林づくりを進めるのではなく、重点地域以外の地域についても考慮すべきである。(指定地域のみ優先的に事業導入するのか。)</p> <p>昔から変わらず行われてきた林業を中心とした木材生産を継続できる区域、里山として多くの人が利用できる区域などは、明確に区別してはどうか。</p> <p>重点地域の指定要件をどのように考えるか。</p> <p>機能区分は、これまでさまざまな形で施策として行われてきたものを尊重して計画してもらいたい。</p> <p>重点地域の指定にあたって、長野県森林審議会の意見を聴くことは不要ではないか。</p> <p>森林審議会の構成を明文化されたい。</p> <p>利害関係者の意見書提出後の対応は。</p> <p>地域森林委員会の位置付け、また、どういった人々を加えるか、具体的に示すべきである。</p> <p>既存の森林計画制度との整合性をどのように考えるか。</p>	<p>重点地域だけに限定して森林づくりを進めるものではありません。重点地域以外の森林も重要であり、従来どおり森林整備の推進を図る必要があると考えています。事業導入に関しては、重点地域の指定の目的に合った事業メニューにより効果的に対応していきたいと考えています。</p> <p>市町村や地域森林委員会の協力を得て「森林整備保全計画」を定めますが、この中で、森林の機能区分や、それに応じた目標林型などを明確にすることとしています。</p> <p>ダムの上流域や水源地等、保全上重要な地域を考えており、具体的には今後要綱等で明確にしていきます。</p> <p>これまでの経過との整合性を図ります。</p> <p>県の判断のみでなく、客観的な第三者機関の意見を聴くことが必要であると考えます。</p> <p>森林審議会の内容については、森林法に基づき県の規則(森林法施行細則)で定められています。</p> <p>利害関係者の意見は、指定区域の決定や、指定後の計画策定等の参考にします。</p> <p>第20「地域森林委員会」第3項で、その運営に関しては別に定めることとしているため、規則または要綱等で、その詳細について明確にします。</p> <p>第21「森林整備保全計画」第3項で、既存の森林計画制度との整合性について言及しています。</p>

主な意見の要旨	意見に対する県の考え方等
<p>森林整備に関し、森林所有者の経費負担は、どのようになるのか。</p> <p>事業推進等にあたっては、森林所有者の協同組織である森林組合の位置付けを明確にされたい。</p> <p>隣接する地域で複数の重点地域が指定された場合、地域森林委員会や整備保全計画は、それぞれではなく、一つのものにした方が望ましい。</p> <p>市町村森林整備計画の樹立を行っている市町村が、地域森林委員を委嘱すべきと考えるが。</p> <p>重点地域制度と保安林制度との関係が不明確である。従来の保安林として指定されている森林に対して指定されることが望ましい。</p> <p>森林管理権移転等あっせん制度の導入にあたっては、境界の明確化を前提として考えられたい。</p> <p>森林所有者の権利は守られるのか。</p> <p>所有権移転に関しては、森林のみでなく、その「土地」も含めてもらいたい。</p> <p>森林管理権移転等あっせん制度は、重点地域内のみでなく、全県レベルで検討されたい。</p> <p>しっかりした林地開発制度の運用をお願いしたい。</p>	<p>個々の事業により異なりますので、個別に対応していきます。</p> <p>地域森林委員会の働きや事業推進の面では、森林組合をはじめとする林業事業体の積極的な参画が必要であり、具体的な仕組みについては、今後明確にしていきます。</p> <p>複数市町村にまたがるような場合、第19第2項で、知事が関係市町村の同意を得て指定することができる旨規定しています。また、各々の市町村長の申し出により、各々別に指定することも考えられ、それぞれの事情やケースによって対応できるようにしたいと考えています。</p> <p>県条例で市町村に地域森林委員の委嘱を義務付けることは適当でないと考えますが、ご意見のとおり市町村の役割は重要であるため、委員の委嘱にあたっては、市町村の協力を得たいと考えています。</p> <p>第22「森林の整備及び保全に関する事業」で、重点地域内における保安林の指定の促進について規定しています。</p> <p>重点地域内における森林の境界の明確化については、積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>森林所有者の権利を守り、事業を推進していきます。</p> <p>「森林」の概念は、森林法における定義と同様、その「土地」も含むものと解釈しています。</p> <p>重点地域の指定の趣旨にかんがみ、森林所有者による管理が困難な森林についても森林整備を進める必要があることから、森林管理権移転等あっせん制度を重点地域内限定の制度として定めています。</p> <p>第24「開発行為の届出」の制度及び森林法に基づく林地開発許可制度の適切な運用に努めます。</p>

第4章「里山整備利用地域」に関して

主な意見の要旨	意見に対する県の考え方等
<p>新しい形の入会地制度を考える必要があるのではないかと。</p> <p>子供のころから里山に親しむ機会づくりが重要であることから、体験活動等への配慮を願いたい。</p> <p>里山整備利用推進協議会では、特定の団体に利益誘導することのないよう配慮願いたい。</p> <p>里山利用希望者に対し不公平にならないような運用が必要である。</p> <p>各地域をつなぐ連鎖性及び活動の継続性が重要である。</p> <p>「里山」の範囲が不明確である。</p> <p>森林所有者の権利は守られるのか。</p> <p>里山整備利用推進協議会の位置付けとメンバーを明確にすべきである。</p> <p>事業内容、事業継続性が不明確である。</p> <p>当該地域は、観光やイベントをイメージしたものなのか。</p>	<p>第27「里山利用協定」の制度等により、里山と人との新たな関係の構築を図りたいと考えています。</p> <p>市町村と連携を図りながら、ご提言の趣旨について、配慮していきます。</p> <p>同上</p> <p>不公平にならないような運用となるよう配慮していきます。</p> <p>市町村と連携を図りながら、ご提言の趣旨に沿った活動となるよう配慮していきます。</p> <p>里山の定義は、第26第1項の中で謳っています。場所的な範囲を明確に限定するのではなく、多面的な利用が広がるよう、その範囲には、できるだけ幅を持たせたいと考えています。</p> <p>森林所有者の権利を守り、事業を推進していきます。</p> <p>地域ごとに独自の形があって良いと考えていますが、協議会組織の基本的なあり方等については、別に基準を設け、明示したいと考えています。</p> <p>条例を根拠に、導入する事業等の中で定めていく予定です。</p> <p>あくまでも里山の整備や多面的な利用により、その保全を図ることが目的です。保全に繋がる観光やイベントは、地域の方々による地道な育林活動等と同様、里山保全のための手段の一つとして考えています。</p>

主 な 意 見 の 要 旨	意 見 に 対 す る 県 の 考 え 方 等
<p data-bbox="208 245 896 323">市町村の申出により県が地域を認定する仕組みではなく、協定そのものを認定する仕組みにしてはどうか。</p> <p data-bbox="208 432 896 507">里山整備については、ただ単に森林整備だけではなく、地域全体の活性化につなげていてもらいたい。</p>	<p data-bbox="925 245 2119 368">ご提案の仕組みには、市町村が間に入り込まないことから、より多くの活動が認定できるというメリットもありますが、面的な里山保全には、集落単位の取り組みが必要であること、また、それには、地域に密着した市町村の役割が重要であることにかんがみ、市町村長の申し出による地域認定としています。</p> <p data-bbox="925 432 2119 507">里山整備利用地域制度は、第17「森林の多面的利用の促進」、第18「山村地域の活性化」を具現化する制度に位置付けており、地域全体の活性化に繋げるべく運用していきたいと考えています。</p>

その他の意見

県民意見募集期間に寄せられた意見（条例の運用面に関する意見及び条例案本則以外の県の森林・林業行政全般に関する意見）

条例の理念・手法を推進する最も機能的な行政組織・機構を整備され、その実現に向け高い志の職員体制により指導力を発揮されたい。

旧来の手法による事務処理、補助金交付事務等を抜本的に改変されたい。

親林緑化教育の推進、緑化推進基地づくり、緑化啓蒙用イラストマップの作成等を提案する。

市町村が事業主体とならず、各種団体が直接事業主体となるよう、県の指導をお願いしたい。

住民から賛同を得られない事業は、無理強いしないようお願いしたい。

条例案の説明会や意見交換会で出た意見などを公表してもらいたい。

県産材の利用促進について、市町村への働きかけ、県工事の設計の中への組み込み、地元提案型事業の導入等を検討願いたい。

林業従事者が継続的、安定的に生計維持できるような施策を望む。過度な競争原理の導入には反対である。

森林所有者へ作業道の開設を義務付けられないか。

適地適木に徹した林政を。

大規模一斉拡大、再造林は要注意。林道・作業道は、線を細く、長く、そして安くすべき。

鳥獣保護に関する法令は、現況に合った弾力ある改訂、運用を。

森林整備は、雇用対策の一環ではなく、森林づくり、山づくりのためでなくてはならない。

松くい虫の被害が予想される森林の先行伐採の推進を。

保安林改良は、成林の確実なところのみにすべき。

農地法、砂防法等関係者との協議を行い、全ての山林（現況山林含む）において円滑に推進できるようお願いしたい。 等

ふるさとの森林づくり条例（仮称）説明会等開催状況

名称	年 月 日	会 場	出席者数	主 意 見 等
町 村 会 代 表 者 会 議	H15.6.3	自治会館 (長野市)	20人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発条例と実施条例の二面性を持たせた条例なのか。 ・ 森林整備をしない所有者への罰則などは入っているか。 ・ 啓発条例的な部分の実効性をどのように確保していくのか。 ・ 森林整備に関する森林所有者の責務について踏み込んで考えるべきでは。 ・ 差し迫った問題として松くい虫の問題があり、条例の理念に沿った配慮がなされるよう望む。
市 長 会 経 済 部 会	H15.6.5	長野合同庁舎 (長野市)	18人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備保全重点地域の面積規模は県内全体でどのくらいと考えているか。 ・ 森林整備保全重点地域の指定基準は。 ・ 「市町村にやらせる」という色が濃くならないように、県が主体性を持って取り組まれない。 ・ 条例の制定については、市町村の様々な意見を聴いてほしい。 ・ 里山の多面的な価値というものについて、条例の中に取り入れてほしい。
森 林 組 合 と の 意 見 交 換 会	H15.6.26	林業センター (長野市)	33人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備保全重点地域はどのような地域を想定しているか。 ・ 林業関係団体への説明会を予定しているか。 ・ 条例における森林組合の位置付けは。 ・ 市町村森林整備計画、森林施業計画との関連は。

市町村及び関係団体担当者説明会	H15.6.16	飯田合同庁舎 (飯田市)	32人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備保全重点地域、里山整備利用地域の事業内容は、 ・ あっせん制度の対象となる森林所有者とは、 ・ 林道開設に関する規定を設けてもらえないか。 ・ 重点地域内での保全計画と森林法の市町村森林整備計画との整合性は、 ・ 地域森林委員会の役割は、
	H15.6.17	南箕輪村民センター (南箕輪村)	63人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備保全重点地域と「森林と水特別対策事業」との関連は、 ・ 指定地域以外の地域の森林整備に関する支援に対する考え方は、 ・ 安定的な財源確保のための取り組みは、 ・ 重点地域において、どうしても協力してもらえない森林所有者への対応は、 ・ 保安林に指定されれば必ず治山事業で森林整備できるという誤解が生じないように記載方法を工夫すべき。
	H15.6.18	県林業総合センター (塩尻市)	77人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備保全重点地域における森林施業の責任の所在は、 ・ 森林所有者の責務は、具体的にどこまで求められるか。 ・ 森林整備保全重点地域指定の際の面積的な要件は、 ・ 複数市町村にまたがる重点地域の地域森林委員会の在り方は、 ・ あっせん制度の仕組みの内容は、 ・ 重点地域指定の具体的メリットは、また、ゾーニングの考え方は、
	H15.6.19	佐久市研修センター (佐久市)	71人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策ビジョン策定の際のディレクターには地元森林委員会のメンバーを入れてほしい。 ・ 開発制度の規制は市町村に権限を与えても良いのでは。 ・ 市町村の権限を尊重し、その主体性を支援するような内容にすべき。 ・ あっせん制度は良い制度なので、しっかり実施してほしい。 ・ 重点地域とそれ以外の地域で地域差が出てくる。指定に関しては県でリーダーシップをとってほしい。
	H15.6.20	県庁議会棟 (長野市)	60人	<ul style="list-style-type: none"> ・ この時期に条例を制定しなければならない理由は、 ・ 重点地域以外の地域の補助金配分は、 ・ 地域森林委員会には専門的知識を持った人も必要。 ・ あっせん制度の仕組みの詳細は、 ・ 前文における「先人」の解釈について再検討を。 ・ この条例とこれまでの林務部の施策との関連は、

みんなの森林づくり集会	H15.5.31	ウイング21 (白馬村)	120人	<ul style="list-style-type: none"> この条例で森林が良い水をはぐくむということをきちんと説明すべき。 一部地域で行われている上下流の協力関係を全県的に展開すべき。 地域森林委員会の委員の決め方は。 子供たちへの森林環境教育について積極的に進めてもらいたい。 「水源税」のようなものの導入を。
	H15.6.24	飯田合同庁舎 (飯田市)	110人	<ul style="list-style-type: none"> 山はどこが重要でどこが重要でないという区分はない。全域重点地域に指定すべき。 あっせん制度について、里山ならいいが、奥山をやってくれるような人がいるのか。 時の為政者によって林業施策がころころ変わってきた。この条例は100年先を見据えた森林整備の「憲法」と位置づけてほしい。 獣害がひどく、山村で暮らしていけない。条例に対策を盛り込んでほしい。 高知県で導入した「森林環境税」のようなものをぜひ導入してほしい。
	H15.6.25	木曾合同庁舎 (木曾福島町)	110人	<ul style="list-style-type: none"> 保全重点地域の指定規模は。 保全重点地域の整備において、国有林との連携方法は。 県民からさまざまな意見が出た場合、議会提案は先に伸びるのか。 保全重点地域の指定は年限を限ったものなのか。整備が進めば解除してもいいのでは。 保全重点地域には長野県全域を指定してほしい。 保全重点地域の指定要件の「ダム上流」をはずしてほしい。
	H15.7.24	上田合同庁舎 (上田市)	60人	<ul style="list-style-type: none"> 材の搬出のための作業道の整備について明記してもらいたい。 木材利用に関して、もっと明確に謳う必要がある。 条例制定にあたり、突っ込んだ県民意見の集約をお願いしたい。 学校林の整備や、森林環境教育ボランティアへの支援制度をお願いしたい。 後継者対策等、美辞麗句に終わらずに突っ込んだ施策を示してもらいたい。 松くい虫対策被害対策を進めてもらいたい。
	H15.7.25	北信合同庁舎 (中野市)	60人	<ul style="list-style-type: none"> 所有者が山に関心を持ち、大事にするような教育が必要。 県産材の利用を積極的に進めてもらいたい。 境界不明の状況を何とかしてほしい。 ボランティアへの支援をお願いしたい。 松くい虫被害対策を進めてもらいたい。 条例で森林組合の位置付けを明確にすべき。 政策ビジョンの目指すべき森林の姿は、誰がどのように決めるのか。